年間作業停止計画業務スケジュールおよび留意事項等

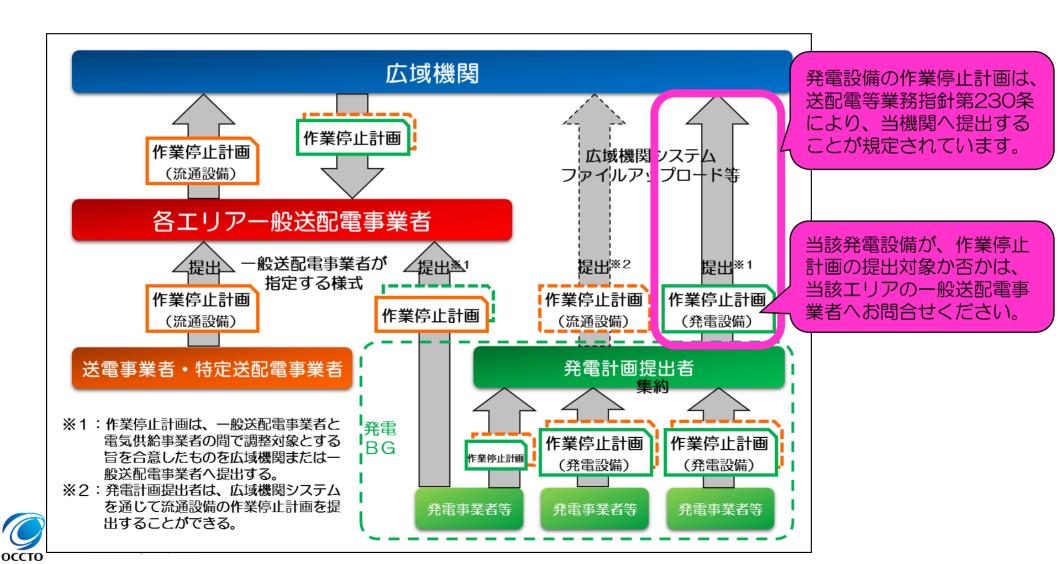
2016年10月



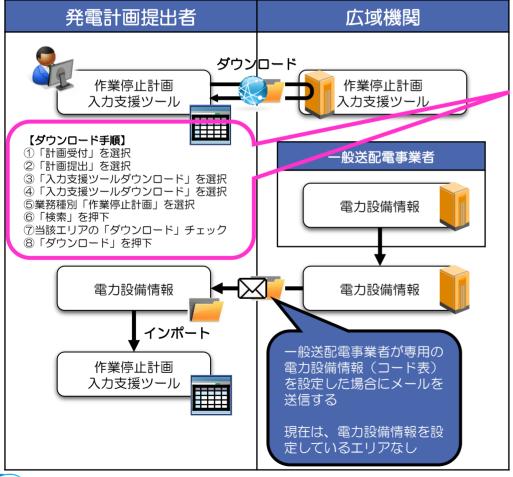
項目	10月 11月 12月			1月			2月			3月				
発電設備 作業停止計画 原案提出	10/28		出者⇒当機関 般送配電事業											
流通設備 作業停止計画 原案提出	10/31		画提出者⇒- 電事業者⇒当		養者									
原案共有•調整	11,		系統情報サー	調整 ごス)										
作業停止計画 調整案提出	発電計	画提出者⇒≝	機関⇒一般送 出者⇒一般送	配電事業者。	2/28	一般送西 1/4	電事業者⇒	当機関						
調整案共有•調整						1/10 調整	案 共有(系紛	調整	()	7 ,				
作業停止計画 最終案提出						発電計画規 作業停	出者⇒当機園 止計画提出す	ᢖ⇒一般送配質 ≦⇒一般送配質	電事業者 2/1 電事業者	4 ——般 2/	送配電事業者	⇒当機関		
広域機関承認										2/22	\			
一般送配電事業者 承認•決定処理												3/1		
作業停止計画共有											共有	3/1 (系統情報サ	ービス)	
<参考> 連系線利用計画	時期につい	 いては、準備が します。 			/ 20 ■ ■ ■ 是出期日	調整運用容量	/ 中の				• • • • •	(1 ■ ■ ■ ■ 算出用 期日	3/15 3 /15 3 運用容量等 公表	

作業停止計画の提出

- ▶ 発電計画提出者さまは、提出期日までに発電設備の作業停止計画^{※1}を広域機関システムファイルアップロード等により、当機関へ提出してください。
- ➤ 流通設備の作業停止計画は、提出期日までに一般送配電事業者へ提出してください。※2



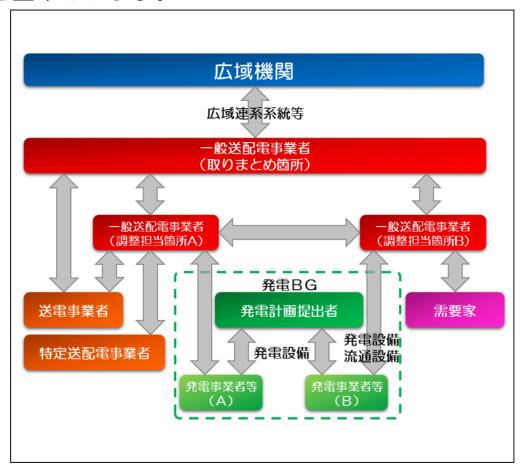
- ▶ 作業停止計画の『入力支援ツール』をご利用される発電計画提出者さまは、広域機関システムから最新版をダウンロードし、任意の場所に保存のうえご利用ください。
- ▶ 入力支援ツールのご利用方法は、「広域機関システム操作マニュアル」および「作業停止計画関連業務の手引き」をご参照ください。







▶ 作業停止計画の調整は、作業停止計画提出者と各一般送配電事業者間の協定や申合せに基づく窓口での対応を基本とします。



▶ 広域連系系統等の作業停止計画により、連系線利用計画に影響が生じる連系線利用者さまおよび 発電計画に影響が生じる発電計画提出者さまは、当機関による作業停止計画の再調整を申し出る ことができます。(送配電等業務指針第238条)



流通設備停止に伴う潮流調整(「作業停止計画関連業務の手引き」より)

発電機出力の増加又は抑制によって流通設備(連系線は除く)の潮流調整を行う必要が生じた場合には、 潮流調整の効果および発電計画提出者間の公平性を考慮し、発電機出力の増加又は抑制の対象となる発電 機を選定のうえ調整する。

なお、公平性および調整の容易性の観点から、各系統において、<u>事前に選定発電機を一般送配電事業者</u>と各発電計画提出者間で確認する等、円滑な調整を行う。

選定:広域連系系統の潮流調整における発電機の選定は、以下を基本とする。ただし、当該系統における発電機定格容量が相対的に小さい等、潮流調整の効果が低いと判断できる場合には選定対象外とすることができる。

- ○社会的影響の小さい発電機
- ○公衆安全上の影響がない発電機
- ○設備保安上の影響が小さい発電機
- ○治水電力等が発生しない発電機
- ○潮流調整の効果が高い発電機
 - ・停止する流通設備と同一の電圧階級および 一電圧階級下位に接続する発電機
 - ・ループ系統では停止する流通設備と電気的 距離が近く調整効果が高い発電機

配分:選定された発電機に対し、調整対象発 電機の定格容量(送電端)比率按分を 基本とする。

> なお、発電計画提出者は、潮流調整の 効果を維持することを前提として、配 分された量を個々の発電機に振り分け る。

